

第5章 維持管理計画

第1節 事故の防止

常に事故の発生を防止する為に、最終処分場の主要施設等の巡回監視並びに点検を実施すると共に、台風または大雨等による廃棄物の飛散及び流出等を未然に防止する為に必要な措置を行います。

第2節 貯留構造物等の管理

埋め立てた廃棄物の流出を防止するための擁壁及び土堰堤等の設備を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合は速やかに防止措置を講じます。

第3節 雨水集排水施設の管理

地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入する事を防止するため、埋立地周囲に設けた開渠等がその機能を維持するために堆積土砂等の速やかな除去及びその他必要に応じた措置を行います。

第4節 遮水設備の管理

遮水設備を定期的に点検し、遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するための必要な措置を行います。

遮水工の点検は、地上に現れている部分に対する視認等により遮水工の状況を確認します。

第5節 浸出水処理設備の管理

浸出水処理設備からの放流水の水質が排水基準等に適合するよう定期的に点検を実施し、損壊及び機能不良等が認められた場合は、状況に応じて速やかに補修及び改良等の必要な措置を講じます。

第6節 浸出水調整設備の管理

浸出水調整設備を定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合は速やかに補修及び改良等の必要な防止措置を講じます。

第7節 浸出水送水ポンプの管理

埋立地の集水ピット（取水塔）から浸出水調整設備に浸出水を送水するポンプ及び浸出水調整設備から浸出水処理設備に浸出水を送水するポンプの定期的な点検を実施し、損壊及び機能不良等が認められた場合は、速やかに補修及び改良等の必要な措置を講じます。

第8節 埋立ガスの排除

埋立地から発生するガスは、法面に沿って設置している法面集排水管及び埋立地内部に設置している堅型集排水管にて排除します。

第9節 その他の防災管理

第1項 監視カメラの設置

最終処分場内にズーム機能付き監視カメラを設置し、各カメラを自動的に切換えて、24時間程度録画し、防犯・防災に配慮します。

第2項 夜間及び休日警備

従業員が不在となる夜間及び休日において、処分場内に警備員を常駐させ、処分場内を巡回し、各施設で異常等がないかを確認します。

第3項 出入口の警備

廃棄物運搬車輛等が出入する時間帯には警備員による誘導を行い、事故等の発生を防止するように努めます。

第4項 入退場者の管理

最終処分場内へ入場しようとする全員に、管理事務所受付で会社名、氏名、車輛番号、入退場時刻の記載を義務付けます。

第10節 記録の保管

埋め立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の主要施設の維持管理にあたって行った点検及び検査その他の措置の記録を作成し、最終処分場の廃止までの間保管します。